

第5回 設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成25年2月17日（日）10:00～

場所：名豊ビル新館8階コミュニティホール

〔午前10時開会〕

1. 開 会

【事務局】 皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第5回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。

私は、議事に入る前まで司会を務めさせていただきます、中部地方整備局河川部の広域水管理官をしております渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関及び一般傍聴者の皆様をお願いいたします。カメラなどの撮影は、会議の運営の関係で中部地方整備局長の挨拶までとさせていただきます。また、受付で配付させていただきました「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の傍聴にあたってのお願い」をご覧ください、議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に中部地方整備局長の梅山よりご挨拶をさせていただきます。局長よろしくお願いいたします。

2. 挨 拶

【中部地方整備局長（梅山和成）】 皆さんおはようございます。中部地方整備局長の梅山でございます。本日はお忙しい中、休日にもかかわらずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

前回の第4回の検討の場以来、長らく時間を経過しております。設楽町で生活再建を待たれておられる皆様には、大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますが、本日開催することとなりました。

さて、去年は九州北部での豪雨、あるいは中部地区では台風14号、17号が直撃をしたといったこともございました。また、8月には内閣府から南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されるといったこともあり、改めて大規模災害への脅威というものを感じさせられる年でもありました。

豊川水系におきましては、台風4号におきまして、基準点の石田で出動水位を超過

し、支川では一部護岸が被災をするというようなこともございました。中部地方整備局としましては、地震、津波、豪雨などに対して、災害に強い地域づくりを進めていきたいと考えております。

また、去年は5月から6月中旬にかけて、少雨ということで、豊川河川事務所では2年8カ月ぶりに渇水対策支部を設置し、豊川水系では5%程度の自主節水を行いました。幸いその後、台風4号による降雨によって事なきを得ましたが、降雨がなければさらに厳しい状況になるところでした。

本日の検討の場では、前回までに取りまとめた評価軸に沿った検討内容を踏まえ、目的別の総合評価（案）及びダムの総合的な評価（案）をご提示することとしております。本日の検討の場後は、本日皆様からいただきましたご意見を踏まえ、学識経験者、関係住民、関係地方団体の長、関係利水者の意見聴取などを実施し、さらに事業評価監視委員会の意見を聞いた上で対応方針（案）を取りまとめていきたいと考えております。構成員の方々には、本日忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

まず、「第5回設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 配布資料一覧」というものがお手元にあると思いますが、資料をこの一覧に沿って確認いただければと思います。まず、次第、配席図、構成員名簿、規約、それから資料1から6がそれぞれホッチキスどめになっているかと思います。

あと参考資料2つがお手元の青いファイルに綴じてあるかと思いますけれども、報告書（素案）と別冊資料と書いたものでございます。

それ以外に、第1回から第4回までの検討の場の資料につきましても、青いファイルに綴じてお手元に置いてあるかと思いますので、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

3. 議 事

＜（1）検証に係る検討の進め方について＞

【事務局】 それでは、議事に入らせていただきます。

以降の進行は、河川部長の五十嵐が務めさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

【進行役（河川部長）】 河川部長の五十嵐と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では、ここからは議事に沿って進めさせていただきます。お手元の議事次第に議事が載っております。まず、議事の1番目「検証に係る検討の進め方について」、事務局から説明をお願いします。

なお、ご質問につきましては主な区切りごとにお伺いいたしますが、最後にもお伺いさせていただく時間を取らせていただきます。

では、説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料－1について、中部地方整備局河川計画課長の久保のほうから説明させていただきます。

資料－1をご覧ください。「検証に係る検討の進め方」という資料になりますけれども、A3の1枚ものの裏側になります。

まず、薄がけのところでお示ししておりますのが、前回説明させていただき、見解をいただいた内容となります。事業費等、検証対象ダム事業等の点検でありますとか、また治水と利水、流水の正常な機能の維持に関する、それぞれの評価軸ごとの評価というものについてお示しし、ご意見をいただいたところでございます。

前回から、その後パブリックコメントの実施を経て、今回は青の太枠の内容についてお話をさせていただくことになっております。

まず、治水に関しましては、目的別の総合評価（洪水調節）というところと、あと新規利水の観点、流水の正常な機能の維持の観点に関しましては、構成員のご意見等を踏まえて見直しを行っているところもございますので、そういったところに関しては概略評価の抽出に関するところに立ち戻りまして、目的別の総合評価というご説明にさせていただく予定でございます。

また、冒頭のところで申し上げたところでありますけれども、検討の場という作業の予定としてお示ししておりますのが、まず右の③の学識経験を有する者でありますとか、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見も聞いた後に対応方針の素案を作成させていただいて、事業評価監視委員会の意見を聞き、対応方針（案）を決定するという手続になっております。

以上で終わります。

【進行役（河川部長）】 ただいま事務局のほうから、「検証に係る検討の進め方について」のご説明がございました。何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

< (2) パブリックコメントで頂いたご意見及び検討主体の考え方について >

< (3) 総括整理表(案)について >

< (4) 目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について >

【進行役（河川部長）】 それでは、次第に戻っていただきまして、議事の2番目から4番目、「パブリックコメントで頂いたご意見及び検討主体の考え方について」、「総括整理表(案)について」、「目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について」、以上、議事の2番目から4番目は関連が強うございますので、続けて事務局のほうから説明いたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 引き続きまして、久保からご説明差し上げます。

資料－2をご用意ください。まず、「意見募集の概要及び結果について」ということで、資料の1ページ目になりますけれども、意見の総数44名、団体も含みますが、意見をいただいているところでございまして、愛知県、岐阜県、東京都ということでございます。愛知県の内数の中の約半数強がこの東三河地域のご意見であるということでございます。また、年代別意見、性別意見等に関しましては、ご覧のとおりでございます。

また、以後の意見に関しましては、いただいたご意見をさらに評価軸ごとの評価にわたって細分化したものについて提示しておりますので、かなりの数になっておりますけれども、意見をいただいた数はこの44名ということになります。

では、2ページ目以降、全てご意見を読み上げることは時間の関係上、困難でございますので、若干端折りながらですが、ご紹介する形とさせていただきます。

まず、意見の構成ですけれども、治水対策案等、個別の対策案について意見を伺っております。その中で評価軸、治水でありますと安全度、コスト、実現性等の評価軸がありますけれども、そういった評価軸ごとの評価に関しまして、ご意見を分類する

形でまとめております。

まず、1－1の安全度に関しましてですけれども、例えばダム完成までは効果が発現できないでありますとか、また対策案2の河道掘削等の意見に関しましては、堤防の堤体を防御・保全する機能は高水敷を掘削すると低下するので採用すべきでないであるとか、その他ご覧のとおりのご意見をいただいているところでございます。

これ以降の評価軸に関しましてもお答えしているところでございますけれども、まず総括的なお答えとしまして、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目、以下は「実施要領細目」と略させていただきますけれども、そういったものに基づいてやっているということを基本的な考え方としてご提示しているところです。

また、治水の目的に関しましては、安全度ということになりますけれども、河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるのかということのをベースに、対策案の立案等を行ってまいりました。

そのほか、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態になるのか。また、段階的にどのような安全度が確保されていくのかといった観点で評価をしているところでございます。

また、上から5つ目になりますけれども、先ほどのご懸念に関しまして、堤防の安定性を考慮して河道掘削の変更でありますけれども、最大限河川敷を残した掘削を行うということで配慮しているという立場をお答えしているところでございます。

また、コストに関しましてご覧の意見をいただいているところでございます。次のページにも続いておりますけれども、まず事業費の点検等に関しましては、前回の検討の場でもお示ししているところでございますけれども、事業費等の点検をしているところでございまして、上から5つ目になりますけれども、実施要領細目に基づき、設楽ダム建設事業の総事業費の点検をしており、現計画案においては点検後の事業費を用いているということでございます。

次の3ページ目の中段のご意見の中には、設楽ダム建設予定地の地盤の脆弱さの問題であるとか、ダム湖周辺の地すべり対策等の費用が見込まれていないのではないのかという疑問等もいただいているところです。

また一方、一番下から2番目になりますけれども、ダム中止の場合の費用として、横坑の閉塞費用等が計上されているけれども、その他の地元に対して何らかの対応が必須であり、精神的な補償の可否、金額換算など、検討が困難なことはわかるが、何

も触れないということ自体が問題であるというようなご意見もいただいております。

まず、地盤の脆弱性いかんに関しましては、右の2つ目ですけれども、最新の技術指針であります「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」、平成21年に作成されたものですけれども、そういったものを用いて点検しております。湛水による地すべりの可能性が高いと分類した一部の箇所において、ボーリング調査、安定計算を実施し、対策工の必要性の検討を行った結果であるということをお話しさせていただいています。

また、ダム事業の中止においての対策案の費用に関しましては、生活再建対策等の残事業の取り扱いをはじめ、多岐にわたる調整が必要となりますが、算定可能なもののみを計上しているということを立場として記述しております。

また、最後のところですが、前回もお示ししておりますけれども、生活再建対策等の残事業、中止に当たっての費用として670億円というご提示をさせていただいたところでございます。

1－3の実現性に関しまして、現計画の調整状況に関するご指摘でありますとか、また立木トラスト運動もあるということに対してどうかというようなご意見もいただいているところです。これに関しましては、前回お示ししているところの総括評価表にも記載しているのですけれども、所有者等の協力の見通しはどうかの評価として、立木トラスト運動・未買収地・土地所有者等への説明等が必要であるということで評価させていただいているということでございます。

次の4ページ目にお進みください。持続性に関しましては、コンクリートダムの老朽化の問題であるとか、堆砂の問題に関してご指摘をいただいている。また、水田の畦畔かさ上げについても不明確であるというようなご意見をいただいているところでございます。

お答えの3つ目です。まず堆砂容量等の考え方でございますけれども、ダム完成から100年後にも効果を100%発揮するということを見込んだ計画であるというお答えをさせていただいております。また、畦畔かさ上げについても、継続的な監視や観測が必要となるが、適切な維持管理により持続可能であると評価させていただいているところでございます。そういった立場をお話ししております。

また、柔軟性は特にありませんでしたので、地域社会への影響に続きますけれども、ご覧のとおりご意見をいただいております。基本的にはご指摘のとおり、影響につい

てこれまでも記載してまいりましたということを記載しているところでございます。

では、5 ページ目のほうにお進みください。治水対策の環境への影響について記載されたものをここに列挙しているところですが、ダム建設に伴う環境へのご心配等について書かれた意見がございます。下段の方に進みますと、三河湾の影響等、ご心配いただいているところでございます。

まず、基本的な立場としまして、設楽ダム建設事業に関して、環境影響評価法に基づく環境影響評価を平成16年度から19年度に関して実施してまいりまして、その中で「実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されている」、また、「必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正にされている」と評価されております。そういったところに関して説明させていただいているところでございます。

また、下段のほうに三河湾に関しまして、現在の知見としまして、水質等の影響に関するところ、「エスチュアリー循環」という表現をしておりますけれども、豊川流量のみが増減した場合の影響に加えて、風向風速、潮汐、そういったものの影響も大きいという知見を書かせていただいたところです。ただ、そうは言いましても、三河湾の再生等、三河湾を含めた伊勢湾再生の取り組みそのものについては重要性を我々も認識しております。そういったことに関して取り組みを紹介させていただいているということでございます。

6 ページ目に進みまして、今回特にパブリックコメントで総括整理表に関してご意見をいただいたところでございます。そういった関係上、特にこのダム検証の状況の中で、継続であるとか、中止であるとかという立場そのものに対しては、公平に、中立に作業をさせていただく観点上、例えば設楽ダムの賛否そのものに対するご意見については、直接お答えすることはしておりません。ただ、そういったことを踏まえまして、先ほどよりお話しさせていただいている実施要領細目等について、予断を持たずに検討を行っているという立場を書かせていただいているということです。

また、最下段になりますけれども、検証に当たりましては、パブリックコメントのほか、関係住民、学識経験を有する者、関係地方公共団体の長、関係利水者などのご意見からまた検討を進めてきたということでございます。そういったところを書かせていただいているということでございます。

次に7 ページ目にお進みください。こちらからは新規利水対策案に関するご意見と

して記載いただいたものについてご説明させていただく形になります。目標についてのご意見をご覧のとおりいただいているところですが、こちらでもまず目標に関して、「検討主体は利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか。また、開発量として何立方メートル毎秒必要か。また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請した上で、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか確認する」と規定されておりますので、そういったものに基づく検討を行っているということを説明、回答させていただいているところでございます。

2－3の実現性のほうに移りまして、それぞれの代替対策案等についての実現可能性についてご意見をいただいているところですが、特に天竜川からの水系間導水とか、そういったものに対する疑義をいただいているところでございます。

右側の3つ目にも記載をさせていただいたところですが、利水参画者等の意見聴取の過程で、「国のエネルギー政策における水力発電の重要性、また電力の供給力確保の必要性を踏まえ、受け入れることができない」とのご意見をいただいたところでございます。水利用のルールの変更が必要なためということで、前回「水利用のルールの変更が必要なために関係者との合意が必要であり、また既存施設を利用するための施設管理者等との合意が必要であるが、天竜川水系からの新たな取水については合意を得ることは困難である」という評価をしてきたところでございます。

その中でそれを受けまして、今回後ほどまた改めてご説明させていただきますけれども、関係者の意見聴取により、今後の見通しが立てられない対策案3と8について一定の目標を確保することができず、方策の実現が困難と判断しているということもございます。

続きまして8ページ目、持続性ですが、ため池に関しまして、目標を達成するための1,181基というご提示をさせていただいたところですが、実務的にできるのかということに関してご意見をいただいております。ため池の管理については、評価軸の持続性において、「他の対策案に比べて劣る」という評価で記載をさせていただいたところでございます。

また、地域社会への影響に関しまして、特に地下水取水に関する影響を懸念されているというご意見をいただいております。その中で、対応の一番下段になりますけれども、「大量の地下水取水に関して、地盤沈下、塩水化、地下水枯渇に対する継続的な監視や観測が必要である。また、長期間の大量の地下水取水に関する影響が考えら

れる」という評価をしているということを再度明記しております。

次に9ページ目になります。これに関する新規利水の環境への影響ということで記載いただいたものについてご意見を提示しております。クマタカ、ネコギギ、ナガレホトケドジョウなど、稀少種に関するご意見でありますとか、アユの生育環境でありますとか、こちらでも三河湾に関して記載があります。

先ほど治水のほうでお話しした立場と重複しますので、若干端折りながらお話ししますけれども、設楽ダム为建设事業の環境影響評価法に基づき、所定の手続を完了しているという立場でありますとか、また一方で、我々豊川水系の河川整備計画におきまして、今後も良好な環境形成のための調査研究を必要に応じ継続していく立場をとっておりますので、そういったことに関して補足させていただいているところでございます。

続きまして、10ページのその他でございます。先ほどの賛否に関しては同様ですが、その他、新規利水として下水処理水の活用等を加えるべきであるとか、そういった個別の意見もいただいているところです。ただ、そういったご意見についても、既にご提案している雨水・中水利用として取り扱っておりますとか、そういったお答えを対応方針についてご提示しているということでございます。

次に11ページ目に移ります。ここからは流水の正常な機能の維持対策案に関するご意見でございます。目標に関しましては、右段の2つ目にありますけれども、一定の安全度を確保というところの中で、河川整備計画における目標と同程度ということで対策案を立案してまいりましたということについて記載させていただいております。これらの要領に基づいてこのようにさせていただいているということをご説明しているところでございます。

また、森岡導水路等のご提案をいただいているところですが、それに関しまして、工業用水の需要が増えた場合に利用されると見込まれているという中で、転用はできないと考えているという立場を書かせていただいております。

実現性について、こちらでも水系間導水というご意見であるとか、地下水のご意見をいただいているということです。先ほどのところと重複しますが、受け入れることができないことを踏まえまして、対応を検討しているということでございます。

続いて次の12ページ、環境への影響ですけれども、ここも先ほどお話ししたところと、あとネコギギの放流実験に関するご懸念をいただいているところです。環境影響

評価に関しては、先ほどと同義ですので省略させていただきますけれども、ネコギギ等に関しまして、お答えの最下段のところですが、「稀少種等の移植に関し直接改変する箇所に生息するネコギギについては、影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するため、専門家の指導・助言を得ながら移植すること」としております。そういった中で取り組みを行っているということを記載させていただきました。

13ページ目、その他です。ここに関しまして、やはり予断を持たずに検討を行っているという立場をお話しさせていただいているところです。その他ご意見に対して個別にお答えしているものは、ご覧いただくという形でご容赦ください。

その後、14、15ページに関しましては、全体的な手続に関するご意見でございます。検証の進め方に関するご意見に関しまして、基本的に実施要領細目に従った手続を、構成員のご意見をいただきながら、またパブリックコメントをいただきながら対応させていただいたところでございます。今後、また河川法16条の2に準じた対応をいただくということをご説明させていただいているところでございます。

15ページ目になります。コストのところでも出てきたところですが、基礎地盤等についてご意見をいただいているところをご紹介します。岩盤が弱い等の話については、先ほどお話ししました指針に基づく検討、対策等について見込んであるということですか、また最後のところに「活動期に入った日本の大地震に耐えられないと思う」ということに関しまして、本体の耐震性の確保に関しまして、現行の技術基準の中で耐震設計を行っているというところと、また技術指針の変更等があった場合には、必要に応じて対策をとるというところについて補足させていただいております。

発電への活用についてですが、ご覧のような意見をいただいておりますが、ダム下流に放流する流水を利用した管理用発電の検討は行うこととしているということを書かせていただいております。

長くなって申しわけありませんが、資料－2のご説明は以上とさせていただきます。

続きまして、お手元の資料－3に移らせていただきます。「総括整理表(案)について」という資料でございますけれども、これは前回の検討の間でもご提示したところでございます。この中で、変更した箇所を中心にご説明させていただきます。

まず、変更に際して、構成員等からいただいた意見を採用させていただいたところ

はご覧のご意見でございまして、「治水対策案の中で放水路の河道掘削は簡単に思えるが、」ということに対して懸念を明記すべきというご意見をいただいているところですので、対応させていただいているところでございます。

2 ページ目以降ですけれども、若干対策案についてお復習いをさせていただこうと思います。安全度のページの上段に対策案のリストがございましてご覧いただければと思いますが、まず現計画案に対して6つの対策案を、評価軸ごとの評価ということで抽出させていただいてきたところでございます。これに関しては、今回特に改めて見直すということはしておりません。対策案2に関しましては、河道処理をする案という中から、最もコストの安い案を選定させていただいているところですが、それが河道掘削ということです。3霞堤の存置に加えまして、ダム治水効果を河道改修で対応するというものでございます。

次に対策案5、堤防を整備する案の中で、最も有効な案ということで抽出したものでございます。河道の掘削ではなくて、まず引堤による河道の確保というものを基本としまして、案を立案しているところでございます。

続きまして、流域対策を中心とする案です。流域対策の中で、水田の保全に加えて河道掘削というところで、これに関しましては、当然水田の保全のみで対応できない部分に関しまして、河道掘削において対応するというで立案しているところでございます。

対策案16に関しては、ダムを有効活用する案ということで、既に整備されております宇連ダムと大島ダムに関する、技術的に可能な範囲でのかさ上げを見込んだ案でございます。

5つ目の対策案23ということで、計画遊水池等の貯留施設を整備する案の中から最も有意な案ということで、3霞堤の遊水池の開口部を変更するという形で有効な案を提示しているところでございます。

最後ですけれども、これは1回目のパブリックコメントで追加をした河道を処理する案、河道掘削という案がありましたけれども、それと同等のコストで対応できるということでございます。豊川放水路改築と河道掘削で対応する案ということになっております。

以上、現計画に加えて、6つの案に関しまして総括整理表を整理させていただいてきたということですが、前回のご意見等を踏まえて、また表現の適正化等も行ってお

りますので、2ページ以降、お手元の資料に戻っていただきましてお話しさせていただきます。

まず、2ページ目に関しまして、1番上段の修正は、まず現計画の河川整備計画に基づく治水安全度を確保するということで設定されているのはご存じのとおりですけれども、それに対して現計画と同程度の安全性を確保ということで明記させていただいたということでございます。

その下段ですけれども、計画高水位の補足をさせていただいておりましたが、周知のところであるということで消させていただいたということです。

3ページ目に移ります。段階的にどのような効果が確保されるかというところに関しては変更しておりませんけれども、下段の赤書きのところは、先ほどの目標と同じ修正をさせていただいているというところですので、省略させていただきます。

また、4ページ目の修正に関しては若干補足が必要ですが、まず建設費に関しましては変更しておりませんけれども、維持管理費の考え方としまして、河道掘削を実施した区間における土砂の再堆積について維持管理費を計上しておりました。ただ、土砂の再堆積の確実性に関しましては、不確実性が高いということもございます。ただ、我々は検討の中で把握している数字を付記させていただく形でコストのほうを提示させていただいているということでございます。そういった修正を全体にわたってさせていただいているということでございます。

5ページ目、実現性のところですが、冒頭の意見でいただいております河道を処理する案のところ、新幹線橋梁とか、そういったところの河道の河床掘削の困難性について付記させていただいたということでございます。

6ページ目は修正ございません。

7ページ目、8ページ目に関しましても柔軟性であるとか、地域社会への影響というところに関して、これまで記載させていただいてきたとおりでございます。

環境への影響になります。水環境に関してどのような影響があるかというところの修正に関しまして、実際に今回の立案に関しましては、平水位以下の掘削というのは見込んでいるわけではございませんけれども、それそのものに関しまして「平水位以下の箇所は掘削しないため」というところの表記が若干語弊があるということで、

「河道掘削等は水量・水質など水環境への影響は小さい」ということで表現を統一しているところでございます。

また、樹木伐採等は数字の精査をさせていただいたということでございます。

また、10ページ目になりますけれども、ダム案の土砂流動に関しまして、環境影響評価法にも基づく評価の内容を正確に記すべきということもございまして、このような表記とさせていただいております。「ダム下流の豊川において、河床高の変化は小さいと考えられるものの、ダム直下では一部の砂礫等が減少すると考えられる」ということでございます。

また、河道の掘削の括弧書きの数字は、先ほどの再堆積量を含めた土砂の堆積量に関して記させていただいているということで、ダム案に関しましては35万立方メートルに対して、対策案2が180万立方メートルあるということと、現計画との多い少ないについて記させていただいたところでございます。

10ページの下段、景観の部分は、表現の適正化ということで省略させていただきます。

続きまして、新規利水・流水の正常な機能の維持対策案の抽出については、若干概略評価の抽出に戻っているところがございますので、続きまして河川環境課長のほうから説明させていただきます。

【事務局】 河川環境課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

先ほどの治水対策案と少し違う点を説明させていただきます。冒頭の資料でもご説明させていただきましたとおり、今回目的別の総合評価に当たりまして、第3回検討の場で概略評価を行い、抽出しました対策案につきまして、利水参画者、関係河川使用者などのご意見を踏まえまして、6案ありました新規利水対策案、4案ありました流水の正常な機能の維持対策案を変更しました。上のほうが変更の内容で、下のほうが抽出する対策案の前回と今回の比較になります。下の右側に不適当と考える評価軸とその理由となっております。それでは、上のほうの1つ目のご説明をさせていただきます。

1つ目の後半に「関係者の合意を得ることが困難であり、今後の見通しが立たないことから、実現性が極めて低い案として棄却」の意味を下のほうで説明させていただいております。利水参画者等の意見聴取の結果によりまして、対策案の水系間導水案、それから既得水利の合理化・転用案につきまして、下の表の右側、不適当と考える評

価値軸とその理由の中で、対策案の水系間導水案ですが、「河川関係使用者から、天竜川水系の水力発電に対して影響を及ぼすので受け入れることができない」。また、既得水利の合理化・転用を実施する案につきましても、「合理化はあり得ない」という意見や、「合理化・転用が非常に困難である」といったご意見を受けまして、関係者の合意を得ることが困難ということで、新規利水と流水の正常な機能の維持のいずれも前回の抽出では丸であったものが、今回、実現性が困難ということで棄却としてバレーが引かれております。

それから、また上の箱に戻っていただきまして、2つ目の説明でございますが、流水の正常な機能の維持が、いまの説明で前回抽出しました水系間導水案と既得水利の合理化・転用案が消えましたために、前回4案あった対策案が現計画案と地下水案の2案になります。目的別の総合評価に当たりましては、より丁寧な検討をするため、ため池案、それからダム再開発＋ため池案を、それぞれのグループ内でコストや実現性におきまして最も有意な案といたしまして追加しまして、流水の正常な機能の維持対策案を4案としました。その結果、新規利水は4案、それから流水の正常な機能の維持も4案ということになりました。

いまの概略評価につきましては、12ページ以降で説明させていただきます。

第3回の検討の場で提示させていただきました、抽出しました新規利水対策案の6案の結果の表でございます。次の13ページが今回変更した案でございますので、12ページと13ページを見比べていただければと思います。横軸に現計画案と19の対策案の名称、それから縦軸に現計画案と6つのグループ分けをお示ししております。前回抽出されました対策案に二重丸をつけております。横軸にあります現計画、3番の水系間導水、あと5番、6番、8番、12番の6案をグループ内で優位等の理由から抽出しております。

13ページの表が、今回、目的別の総合評価に当たりまして、12ページの表を変更した表になります。青色で着色しましたところが、今回11ページで説明しました利水参画者からいただきましたご意見を踏まえまして、3番の水系間導水案と8番の既得水利の合理化・転用案を、実現性が極めて低いということで棄却しております。表中の二重丸の箇所の4つの対策案が目的別の総合評価を実施する対策案でございます。

14ページをお願いいたします。先ほどと同じように14ページと15ページを一緒に見ていただきたいと思います。これは、流水の正常な機能の維持対策案の比較でござい

ます。14ページが第3回の検討の場で提示させていただきました。前回の流水の正常な機能の維持対策案では、二重丸のついております現計画、3番の水系間導水、あと5番、8案の4案を抽出しております。

15ページをお願いいたします。青色で着色したところが利水対策案と同様に利水参画者からの意見を踏まえまして、3番の水系間導水案と8番の既得水利の合理化・転用案を棄却いたしました。11ページでも説明させていただきましたとおり、より丁寧な検討とするために、6番のため池案と12番のダム再開発＋ため池案を今回追加しております。その結果、表中の二重丸の箇所4つの対策案が目的別の総合評価を実施する対策案でございます。ここまでが対策案の変更の部分でございます。

16ページ、総括整理表についてでございます。新規利水、流水の正常な機能の維持対策案に対する構成員の方からのご意見を踏まえまして、その後の検討の進展や表現の適正化を含めまして変更したものでございます。第4回検討の場におきまして、構成員の方から総括整理表に反映すべきご意見といたしまして、ため池案について意見をいただいております。具体的な必要面積を表現したほうがよいということでありました。先ほど説明させていただきました対策案の変更と、いただきました構成員の方のご意見を合わせて変更した総括整理表が次のページ以降でございます。

17ページをお願いいたします。この総括整理表でございますが、対策案の5につきましては地下水取水案、それから6につきましてはため池案、対策案12につきましてはダム再開発＋ため池案ということでございます。

お示しします赤の箇所が変更した箇所でございます。対策案12のダム再開発＋ため池につきましては、段階的にどのような効果が確保されているかということで、次の18ページの実現性というところがございますが、実現性の事業期間でございます。事業期間は14年ほど必要であるという記載に対しまして、表現は5年、10年、15年と差がない表現になっておりましたので、適切な表現に変更させていただきました。

対策案5の地下水取水につきましては、前回が塩水化等さまざまな課題があることから想定は困難であるとしておりましたが、目的別の総合評価はコストを最重視するということもございまして、井戸を掘削する費用等に要する費用のみにつきまして今回提示させていただいております。地盤沈下等のさまざまな対策費用は影響が困難なために算出してございません。完成までに要する費用が約450億円で、維持管理に要する費用は年間5億8,000万円ということで算出してございます。

18ページ、実現性でございます。今回、地下水取水の事業期間を提示させていただきました。地下水取水の工期でございますが、完成までに24年ほどかかります。これに加えて、事業用地の所有者等に了解を得るまでの期間が必要となってまいります。

19ページは変更がないので割愛させていただきます。

20ページ、環境への影響でございます。上から3つ目の生物の多様性の確保等についてどのような影響があるかの欄でございますが、構成員の方からご意見を伺まして、ため池案の用地面積についてそれぞれ明記させていただいております。その下に土砂流動に関する項目ですが、現計画と対策案12のダム再開発案は、先ほど治水のところで説明のありました対策案と同様でございますので割愛させていただきます。

対策案の5の地下水取水、6のため池につきましては、土砂流動が限定的であると評価しておりましたが、河道外に設置する施設であるという丁寧な表現に変更させていただいております。

21ページをお願いいたします。ここからは流水の正常な機能の維持対策案の評価でございます。地下水取水につきましては、誤字の修正と新規利水と同様に、今回新たにコストを追記させていただいております。完成までに要する費用が約1,700億円、それから維持管理に要する費用が年間約15億2,000万円でございます。また、右側の2つの赤枠で囲ったところでございますが、これは対策案6のため池、12のダム再開発＋ため池が先ほどの説明で追加されましたので、今回新たに枠として出してございます。完成までに要する費用がそれぞれ2,600億円、維持管理に要する費用が年間5億9,000万円でございます。

22ページ、実現性でございます。各々の評価は利水対策案と同様の考え方で整理してまいりましたが、ご覧いただければと思います。地下水取水の工期は完成までに69年程度かかります。これに加えて、事業用地の所有者等の了解を得るまでの期間が必要となります。

なお、23ページの持続性、地域社会への影響、24ページの環境への影響につきましても、利水対策案と同様の変更でございます。

新規利水、流水の正常な機能の維持対策案に関する説明は以上でございます。

【事務局】 続きまして、資料－4に移らせていただきます。「目的別の総合評価(案)・総合的な評価(案)について」、お話しさせていただきます。

まず、目的別の総合評価（洪水調節）（案）に関しまして、1 ページ目にありますのでご覧ください。上段の箱囲いは、これまでご説明差し上げております総括整理表に関する評価の中身、実施している内容について再記させていただいているところですので省略させていただきますが、7つの評価軸について7案について評価したということでありまして、実施要領細目に基づいて評価を行ったということを記載させていただいております。

下段を読み上げます。目的別の総合評価（洪水調節）（案）、1）一定の「安全度」（河川整備計画の目標流量、石田地点4,650立方メートル毎秒）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」であり、次いで「河道掘削案」、「豊川放水路改築＋河道掘削案」が有利であるということで、次点は並列であるという表記をさせていただいております。

2）「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に効果を発揮していると想定される案はないが、「河道掘削案」又は「豊川放水路改築＋河道掘削案」が、他案に比べて早期に効果を発揮していると想定される。15年後に最も効果を発現していると想定される案は「設楽ダム案」であるということです。

3）「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」の各評価軸も含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、洪水調節において最も有利な案は「設楽ダム案」であり、次いで「河道掘削案」、「豊川放水路改築＋河道掘削案」であるとさせていただいております。

続きまして2 ページ目、目的別の総合評価（新規利水）（案）になります。上段は省略させていただきます。目的別の総合評価（新規利水）（案）、1）一定の「目標」（利水参画者の必要な開発量、水道用水0.179立方メートル毎秒、かんがい0.339立方メートル毎秒）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」である。

2）「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に「目標」を達成することが可能となると想定される案はないが、「地下水取水案」、「ため池案」及び「ダム再開発（宇連ダム）＋ため池案」のため池分については、段階的に水供給が可能となると想定される。15年後に効果を発現すると想定される案は、「設楽ダム案」及

び「ダム再開発(宇連ダム)+ため池案」である。

3) 「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「地域社会への影響」の各評価軸を含め、1)の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、「コスト」を最も重視することとし、新規利水（水道用水、かんがい）において、最も有利な案は「設楽ダム案」である。

続きまして、3 ページ目の目的別の総合評価(流水の正常な機能の維持)(案)でございます。上段は省略させていただきます。

下段ですけれども、目的別の総合評価(流水の正常な機能の維持)(案)、1) 「一定の「目標」（現行河川整備計画で目標としている流水の正常な機能の維持と既得利水安全度の向上）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「設楽ダム案」である。

2) 「時間的な観点から見た実現性」として、5年後、10年後に完全に「目標」を達成することが可能となる想定される案はないが、「地下水取水案」、「ため池案」及び「ダム再開発(宇連ダム)+ため池案」のため池分については、段階的に水供給が可能となると想定される。15年後に最も効果を発現していると想定される案は「設楽ダム案」である。

3) 「環境への影響」については、「設楽ダム案」では設楽ダム建設に伴い予測される動物等への影響について、必要な環境保全措置により回避・低減に努めることとしており、「持続性」、「地域社会への影響」の評価軸を含め、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられ、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「設楽ダム案」である。

そういった各目的別の総合評価を受けまして、総合的な評価を記しております。4 ページ目、検証対象ダムの総合的な評価(案)としまして、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも設楽ダム案となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は設楽ダム案である」。

以上でございます。

【進行役（河川部長）】 ただいま事務局から議事の2番から4番までの説明がございました。長い時間にわたりましたが、中身が不明な点がございましたらご質問、あ

るいはご意見がございましたらよろしく願いいたします。

【愛知県副知事（永田 清）】 第1回から第5回までということでございまして、今日の結果も踏まえて、この検証に対しましては、国は予断を持たずに検証してきたものと私どもは認識しているところでございます。同様に県といたしましても、粛々と対応してきたというところでございます。

したがいまして、愛知県は引き続き、水没者皆様を始めとしますお地元の設楽町の皆さん方の生活再建に対して、しっかりと今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【進行役（河川部長）】 ありがとうございます。

いまご意見がございました。そのほかに構成員の方でご意見ございますか。

【田原市長（鈴木克幸）】 受益地域を代表してお話し申し上げたいと思いますが、まずにここまで詳細な検証をされてこられて、本当に大変な作業で敬意を表したいと思います。

そして、今日こうして総合評価を受けたわけでございますが、技術的な分析も含めて詳細に検討されていた結果だということで大変評価しております。

1点お願いしたいのは、技術的な問題、コストの問題等を精査していただいたのですが、受益地における住民の気持ちというのは、私どもはご案内のとおり、第1次産業従事者が3分の1で、また農業産出額日本一を誇る地域でございます。特にこれから安定した農業を、国民の皆さんに安定した食料供給をする責務を負っているという自覚を持って農業者の方は仕事をしております。

そうした中で、不安感というのはやはり水でございます。農作物というのは必要なときに必要な水が必要であります。水に合わせて植物は成長するわけではないものですから、必要なときに必要な水の安定供給が何よりも大事でございまして、不安感を常に抱きながら農業をしています。

そして、昨今の世界の気候変動等を見ますと、渇水あるいは集中豪雨と非常に気候変動が心配な状況でございます。こうして地球規模で見ますと、小さな面積の日本でするので、ちょっとした気候変動でどういう状況になるか。まさに想定外という言葉がありますけれども、そういった不安感を抱いて農業を行っているということをぜひご理解いただきたいと思いますし、農業のためには水の安定供給が必要という面も含め

てご判断いただければありがたいと思います。

本当にこれら検証、ご苦勞さまでございました。

【進行役（河川部長）】 ありがとうございます。

ダムの受益の代表の方、首長さんから大変貴重なご意見がございました。

ほかにご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

【豊橋市長（佐原光一）】 受益地における、農業用水を含めた、利水の関係はいま田原市長さんがおっしゃったとおりだと思います。たくさんの案件、いろいろな意見を整理してこれまでご尽力いただいた中部地方整備局にまず感謝申し上げたいと思います。

ただ、今後ダムをつくるとなると十数年かかるということになります。私たちの地域は、霞堤を含め、豊川沿川を中心に、常に洪水の危険性を常にはらんでいる地域でございます。今後、事業を進める過程の中において、さまざまな段階でいろいろな事象が想定されると思いますが、地域に丁寧にご説明いただいて地元の方たちの不安をしっかりとなくしていただく、そんなご配慮をお願いできたらと思います。

【進行役（河川部長）】 ありがとうございます。

ダム事業とあわせて、河道改修についての住民へのきめ細かい説明ということで、大変貴重なご意見をいただきました。

ほかの構成員の方でご意見ございましたらお願いいたします。

【設楽町長（横山光明）】 設楽ダムの検証会議ということで、ご承知のように3年半ほど前、当時の民主党政権下において、改めて現計画のダムありきの考えにとどまることなく、もう一度原点に立ち返って、水を治める計画について再検証をするという方針が出されました。

以後、こうして4回にわたって検証の場が設けられ、いろいろな方向から議論が交わされて、最も妥当性の高い計画はいかなる形かということで、これを求めて決定づけるために、一計画に偏ることなく、予断なく、忠実に検証されてきたところであると思っております。その結果、本日こうして報告がなされましたように、ダムにより水を治める計画が最も妥当であるとする考えが報告をされました。

私は、この検証作業の当初から申し上げてまいったことですが、設楽ダム計画は、愛知県とともに国土交通省中部地方整備局が、平成21年に最も新しい河川法等に基づいて広い見地に立って研究・検討、そして議論がなされ、幅広い調査等を行われて、

これをまとめ、認定された基本計画であると信じてきたところです。また、我々水源地の人たちも、この方針に基づいて計画が進められていることとして、これを受け入れて協力をしてきたところでもあります。

しかし一方では、こうした経過を無視するがごとく、改めて検証すると言われ、いままで進めてきた計画は何であったのかと、大きな犠牲を払って協力をしてしても無駄に終わってしまうのではないかという疑心暗鬼にもなったところでもありますけれども、国が検証するということであれば、これもやむを得ないと受け入れて、改めて検証作業を見守ってきたところでもあります。

結果は、改めて議論をし、多くの方たちの意見をも聞いた中で、今回このダム計画が最良であるということであり、こうした結果が出たということで、いままでの方針を受け入れて我々が協力してきたことに間違いはなかったんだというふうにも感じたところでもあります。

したがって、これからの手続等については、水没となって協力をしていた人たちのためにも、そして水の必要性、また安全性をとらえられている受益地域の人たちのためにも、またさらに東三河が将来発展していくもととなる計画として、こうした背景に基づいてこのダム計画があるということを強調され、今後進めていかれることが肝要だと思っております。

【進行役（河川部長）】 ありがとうございます。

ダム水源地の設楽町長から、ダム事業者の中部地整に対する叱咤激励かと思えますけれども、大変貴重なご意見をいただきました。今後の手続につきましては、次の議題でまたご説明させていただきます。ありがとうございました。

そのほかにご意見ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議事の(4)を終わります。

＜(5) 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について＞

【進行役（河川部長）】 次に、議事の5番目「学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について」ということで、今後の手続ですけれども、それにつきまして事務局からご説明申し上げます。

【事務局】 では、資料－5につきまして、引き続き久保よりご説明させていただきます

ます。「学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取の進め方について」ということですので、1 ページ目のほうにお進みください。

まず、意見聴取対象としまして、意見を聴く者というのは、冒頭、資料－1 でお話ししました手続の中にございます。

(2)の意見を聴く者と意見聴取方法とありますけれども、①の学識経験を有する者に関しましては、この豊川水系の河川整備計画を策定する中でご相談差し上げてきた「豊川の明日を考える流域委員会」という場がございます。こちらに対して、河川法第16条の2等に準じまして、意見を聴くということを考えているところでございます。

② 関係住民というところに関しましては、河川法第16条の2等に準じまして、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町にて「住民の意見を聴く場」を開催しまして、意見を聴くという予定でございます。

③ 関係地方公共団体の長ということになりますけれども、河川法第16条の2等に準じまして、設楽ダム建設事業に係る愛知県知事の意見を聴く予定でございます。ここに※書きがありますけれども、河川法施行令の第10条の4に「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない」とありますので、そういった手続になると考えております。

④ 関係利水者、河川法第16条の2等に準じて、愛知県の意見を聴く予定ということになります。

2 ページ目にお進みください。① 学識経験を有する者ということで、設楽ダムの建設事業の検証に係る検討報告書、後ほどご紹介申し上げますけれども、素案というものを、本日の意見も含めまして取りまとめるという作業に入ります。その中で、「豊川の明日を考える流域委員会」のほうにその資料をもってご意見をいただく形になります。

概要、設楽ダム建設事業の検証の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成したということに対して、流域委員会を開催し、ご意見をお聴きする。

意見聴取対象としましては、先ほどから申し上げている報告書の素案となります。

意見聴取対象者の予定は、「豊川の明日を考える流域委員会」の委員となります。

開催日時及び開催場所に関しましては、本日これからの調整になりますので、未定

とさせていただきます。

公開等は、本日と同様のカメラ撮りは冒頭部分のみということで考えております。

② 関係住民に関しましては、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町の住民を対象としまして、「住民の意見を聴く場」を開催し、ご意見をお聴きするということを考えております。

意見聴取の対象は、報告書素案でございます。

上記資料の入手については、後日お知らせをする予定で考えております。

3は、先ほど申し上げたとおりです。

応募方法等に関しましても、ご意見、ご希望の日時、会場等を記載して提出いただく形で考えておりますけれども、開催日時等に関してはこれから調整ということで未定にさせていただきます。

次のページに続きまして、会場は、基本的にはいま申し上げました6市町それぞれの会場で開催する予定で考えております。これは、募集状況等を踏まえまして判断することになるかと思っておりますけれども、基本的にはこの範囲内の住民の方であれば、近傍の隣接する会場にご参加いただくことも可能であるという扱いで考えているところでございます。

9に移りますけれども、意見の発表はお一人につき1回10分を目安として考えていただくという形で、応募方法等はこれからインターネット等、紙媒体を含めて皆さんにお知らせする形で考えているということでございます。

以上が、意見聴取の進め方ということでご紹介になります。

【進行役（河川部長）】 先ほど設楽町長からも、ダム事業に対して大変大きな犠牲を払ってきたという立場から、今後の手続についての意見もございました。あわせてでも結構ですけれども、いまの説明に対しましてご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今後こういう手続で進めさせていただきたいと思います。

< (6) その他 >

【進行役（河川部長）】 それでは、議事の最後になりますけれども、6番「その他」ということで、説明をお願いいたします。

【事務局】 「その他」ということですので、卓上に「報告書（素案）」という

資料を準備しておりますが、ボリュームが大きいものですので、「報告書（素案）の骨子」という資料－6をお配りしております。

まず、この報告書に関しましては、これまで検討の場にご提示させていただいた我々の検討の手続を事務的に取りまとめたものになります。それに関してご紹介させていただきます。先ほど今後、流域委員会等、公聴会で意見をいただく対象となつてまいりますので、ご紹介させていただく形で考えております。

1 ページ目になりますけれども、まず検討経緯でありますとか、流域及び河川の概要等については、河川整備計画等、もろもろの資料を含めて参照し作成しております。

また、検証対象ダムの概要でありますとか、設楽ダム検証に係る検討の内容の説明をさせていただく形になります。

2 ページ目、4.1から検証の内容の概略を記載する形になりますが、検証対象ダム事業等の点検でありますとか、これは事業費、堆砂、工期等を検証した中身を報告書に記載してあります。

また、4.2に関しましては、洪水調節の観点からの検討という、目的別の評価の手続作業を記載させていただいております。4.3は新規利水の観点です。

続きまして3 ページ目、4.4の流水の正常な機能の維持の観点からの検討というところを、まず対策案の立案ということを第1回からご説明差し上げたところですが、そういったところの考え方、また概略評価の抽出というところまでをまとめたものがこちらになります。

4 ページ目になります。4.5の目的別の総合評価、本日お示ししたものですので読み上げはいたしませんけれども、そういったところの評価をまとめたものを4.5.1でありますとか、4.5.2、4.5.3でそれぞれ記載させていただいております。

4.6に関しましては、検証対象ダムの総合的な評価というところです。

今後、関係地方公共団体の長の意見聴取を終わりましたあかつきには、事業評価監視委員会について、また中部地方整備局のほうで意見をいただく形になっておりますけれども、そういった観点を踏まえた5の費用対効果の検討というところについて報告書に記載しているところです。

また6に関しましては、これまでいただいた各種のご意見、関係者のご意見等についてまとめたものを記載しております。

7の対応方針(案)になりますけれども、今後対応方針の原案を作成するのは、流域

委員会等の意見をいただいて、また地方公共団体の長の意見をいただいた後に対応方針の原案を作成していくわけですが、それをもって事業評価監視委員会の意見を聞き、対応方針(案)としてここに記載する予定で考えております。

報告書(素案)の紹介は以上でございます。

【進行役(河川部長)】 ただいま説明のありました報告書(素案)の骨子につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

【新城市長(穂積亮次)】 確認事項でございますけれども、先ほどの進め方との関連でもあるのですが、意見聴取を聴く者と聴取方法と並んでいますけれども、意見を聴く順番というのは、この記載のとおり順番で聴かれていくのか、それともランダムなのか、その辺はいかがでしょうか。

【事務局】 お答えいたします。

流域委員会(学識経験を有する者への意見聴取)及び公聴会(関係住民への意見聴取)になりますけれども、それに関しましては前後を問わず実施可能ということで扱っております。その両者に関して伺った意見と、我々検討主体の考え方をご提示した上で、関係地方公共団体の長、関係利水者等にご意見を伺うという段取りで考えております。

【新城市長(穂積亮次)】 そうすると、大体最後の私ども関係地方公共団体のところに来るのは、時間的にどのぐらいとみてよろしいのでしょうか。

【事務局】 スケジュールはこれからの調整にはなりますので、速やかにというふうに、手続を踏んだ後ということになりますので、ご理解いただければと思います。

【進行役(河川部長)】 よろしいでしょうか。

それでは、議事は終わりました。全体を通して何かご意見、ご質問ございましたらこの場でお受けしたいと思います。今後の検討を進めるに当たりまして、どのようなことでも結構ですのでご意見をいただければ幸いかと思います。何かございますでしょうか。

せっかくの機会ですので、豊川市長さん、何かございましたらお願いします。

【豊川市長(山脇 実)】 今日が最終の検証の場ということで、このような結論を出していただき、大変ありがたく思っております。

東三河として奥の設楽町から田原市まで、全てが一体となってこれからのダム事業に関しても同一步調でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【進行役（河川部長）】　ありがとうございます。

それでは蒲郡市長、何かございましたらお願いいたします。

【蒲郡市長（稲葉正吉）】　時間をかけて多方面からこういった総合評価をしていた作業について、まずもって敬意を表したいと思います。

そしてまた、設楽ダムが最適という結論を導いていただいて、これからこの長時間かけた分を取り戻すようなスピード感を持って作業を進めていただければありがたいと、そんなように思っております。

以上です。

【進行役（河川部長）】　ありがとうございます。

先ほどもございましたが、この検討の場は既に3年過ぎておりますので、スピード感を持てというご意見でございました。ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了とさせていただきます。

構成員の皆様方には、闊達なご意見、円滑な議事運営につきまして、ご協力をどうもありがとうございました。

では、マイクを事務局にお返しいたします。

【事務局】　皆様、本日は大変お疲れさまでございました。これにて閉会させていただきます。

〔午前11時23分閉会〕